

収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

収容率及び人数上限の緩和を適用する場合は、□の確認、記入をお願いいたします。
以下の措置のいずれもが「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、
感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安を適用します。

□消毒の徹底

□マスク着用

マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率 100%を担保

□参加者及び出演者の制限

有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（検温の実施、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が払い戻しの措置等を規定しておくこと等）

□参加者の把握

事前予約時又は入場時に連絡先を確実に把握することや、接触確認アプリ (COCOA) や各地域の通知サービスのダウンロード促進等の具体的措置を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）

□大声の抑止

- ・大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備（人員を配置する等）
- ・イベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備

□密集の回避（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）

- ・入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や十分な換気
- ・休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止
- ・入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施

□演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除

演者等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる

□催物前後の行動管理（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）

公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起、可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進

催物等におけるクラスターの発生があった場合、目安及びガイドラインの遵守状況
その他の実態を把握するとともに、主催者に感染防止策の徹底、
催物等の無観客化、中止又は延期等の協力を求めます。